

16 職業

職業相談、職業訓練、職業リハビリテーション等障害者が就業するために必要な情報のご案内です。

16-1 ハローワーク新宿（新宿公共職業安定所）

《 事業内容 》 障害者担当の窓口があり、職業相談及び職業紹介を行っています。

《 開庁時間 》 平日 月～金曜日（土日祝除く）午前8時30分～午後5時15分
※時間に余裕を持ってご来所ください。

《 手話通訳付相談日 》 月2～3回程度、午後2時～午後4時

◆問合せ先 **ハローワーク新宿 歌舞伎町庁舎4F 専門援助第二部門**
新宿区歌舞伎町2-42-10
TEL (3200) 8609 (部門コード41#) FAX (3232) 0031

16-2 公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター

障害者等、就労意欲はあるのに就労に結び付いていない区民に対して、多様な就労ニーズに合わせた相談や実習などの総合的な就労支援事業を行っています。その他、就労支援事業所「わーくす ここ・から」では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行っています。

《 就労支援事業 》

①障害者就労支援事業 TEL (3200) 3316 FAX (3208) 3100

一般就労を希望する障害等のある方を対象に、相談から職場実習・就職活動の支援・就職後の職場定着支援までの一体的な支援を実施

②受注センター事業 TEL (5273) 3852 FAX (3208) 3100

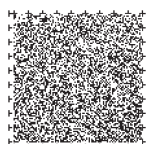
就労継続支援B型事業所等への受注業務の開拓・提供等の「共同受注センター」機能、及び事業所の手づくり商品等の紹介、共同イベントや相互学習会等の開催を通じた区内事業所等の工賃向上と障害者就労の理解促進等を目指すネットワーク（通称：しんじゅ Quality）の推進

③コミュニティショップ運営事業 TEL (5273) 3852 FAX (3208) 3100

コミュニティショップ（ふらっと新宿）における物品販売・飲食の提供を通じた就労訓練（接客・売・厨房補助等）及びジョブサポーター（支援者）の養成・活動支援

④IT就労訓練事業 TEL (3208) 5465 FAX (3208) 5466

コミュニケーションスキル・ビジネスマナー・IT基礎等の就労訓練、ホームページ制作・動画制作・DTP業務・名刺のデザイン制作等の実務を通じた就労訓練及び、ジョブサポーター（支援者）の養成・活動支援



《 障害福祉サービス事業 》

※障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する事業所 「わーくす ここ・から」

①就労移行支援事業所 「エール」 ⇒P. 121をご覧ください。

②就労継続支援 B 型事業所 「スマイル」 ⇒P. 124をご覧ください。

③就労定着支援事業所 「わーくす ここ・から」

◆問合せ先 公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター
新宿区新宿 7-3-29 新宿ここ・から広場 しごと棟
TEL (3208) 1450 (法人代表) FAX (3208) 3100

16-3 東京障害者職業センター

《 業務内容 》

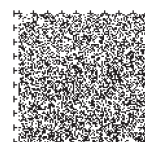
障害者、事業主、関係機関に対して以下の職業リハビリテーションサービスを提供しています。

- ①障害者へのサービス
 - 相談や各種検査、作業等を通じて、今後の就職や職場定着に向けた進め方の相談を実施しています。
 - 就職や職場適応に向けた準備を整えるための職業準備支援を実施しています。
- ②障害者と事業主双方へのサービス
 - 職場に適應できるように、ジョブコーチによる支援を実施しています。
 - うつ病等の精神障害により休職している方を対象に職場復帰に向けた支援（リワーク支援）を実施しています。
- ③事業主へのサービス
 - 障害者の雇用管理に関する相談・支援を実施しています。
 - 障害者雇用に関する理解を深めるための雇用管理サポート講習会を実施しています。
- ④関係機関へのサービス
 - 各支援機関の効果的な職業リハビリテーションサービス実施のための助言・援助を実施しています。
 - 効果的な職業リハビリテーションサービスに必要な知識・技術の習得のための各種研修・セミナーなどを実施しています。

◆問合せ先 ・東京障害者職業センター
台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階
TEL (6673) 3938 FAX (6673) 3948
・リワークセンター東京（リワーク支援のみ）
台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階
TEL (5246) 4881 FAX (5246) 4882

受付時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時

※具体的な利用方法については、事前に電話などでお問合せください。



16-4 社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター

《 業務内容 》

視覚障害者に職業相談・職業訓練・自立訓練を行うとともに、次の事業を行っています。

- (1) 就労継続支援B型「東京ワークショップ」の経営
(録音ワープロ速記とパソコンの訓練と作業 定員24名)
- (2) 就労移行支援「東京ワークショップ」の経営
(パソコン訓練と就労支援 定員30名)
- (3) 就労定着支援「東京ワークショップ」の経営
(職場に定着するための支援)
- (4) 自立訓練(生活訓練)「東京ワークショップ」の経営
(ICT訓練等 定員6名)
- (5) 職能開発訓練「OA実務科」
(就職希望者に対するOA機器の訓練 定員5名)
- (6) 在宅視覚障害者の相談
- (7) 視覚障害・就労支援者講習会・セミナーの開催
(盲学校・リハビリテーション関係職員・企業の人事・現業職員等を対象)
- (8) 啓発活動
(ガイドブックの配布・ビデオ・DVDの無料貸出・ロービジョンセミナーの開催)

◆問合せ先 社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター 新宿区四谷本塩町2-5
TEL (3341) 0900 FAX (3341) 0967
窓口時間 午前9時～午後5時
MAIL shokunou@jvdc.jp

16-5 公共施設内の売店設置

《 対象及び内容 》

身体障害者が公共施設内で新聞・たばこ・事務用品・食料品などの売店(自動販売機)を設置するときは、内容により便宜が与えられます。

身体障害者手帳所持者(団体・個人)が対象です。

◆問合せ先 各公共施設の管理者

16-6 たばこ小売販売業の許可

《 対象及び内容 》

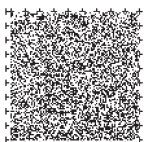
身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者)がたばこ小売販売業の許可を申請された場合は、許可基準の緩和措置が適用されます。なお、この場合病気その他正当な理由がある場合のほかは、申請者自らたばこ販売業に従事する必要があります。

◆許可基準に関する問合せ先

関東財務局 理財部理財第3課 TEL 048 (600) 1121

◆申し込み・申請方法に関する問合せ先

日本たばこ産業株式会社 東京支社 許可担当
墨田区横川1-17-7
TEL (6703) 7704 FAX (3624) 6120



16-7 国立職業リハビリテーションセンター

《 業務内容 》

隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと連携して、職業的自立をめざす障害のある方に必要な職業評価を踏まえて、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施しています。訓練は企業ニーズや障害のある方の障害状況に合わせて行います。職場復帰をめざす休職者の訓練もあります。在職中の障害者のレベルアップを図るための短期訓練、訓練生の採用を計画している事業主に対するサービスも行っています。

◆訓練科目 訓練系（科）

メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、情報系（OA システム科、DTP・Web 技術科）、ビジネス系（経理事務科・OA 事務科・オフィスワーク科）、物流系（物流・資材管理科）職域開発系（アシスタントワーク科）の6系17コース

《 訓練期間 》

標準コース：1年 短期コース：6ヶ月（入所機会は、年間に複数回あります）

《 費用 》

受講料は無料（ただし、科によって参考書、作業服・安全靴等が自己負担）

なお、雇用保険又は訓練手当の受給対象者には各手当が支給されます。

《 対象 》

①身体障害のある方、難病のある方、高次脳機能障害のある方（左記の障害のある方で通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます。）

②通所が可能な、精神障害のある方、発達障害のある方、知的障害のある方

《 申込方法 》 公共職業安定所（ハローワーク）を通じて申し込んでください。

◆問合せ先

・ハローワーク新宿 歌舞伎町庁舎 専門援助第二部門

新宿区歌舞伎町2-42-10

TEL (3200) 8609（部門コード41#） FAX (3232) 0031

・国立職業リハビリテーションセンター

埼玉県所沢市並木4-2

TEL 04 (2995) 1201 FAX 04 (2995) 1052

16-8 医療的ケア児を育てる保護者を対象とした就労に関するオンライン相談

《 事業内容 》

医療的ケア児を育てるご家族が抱える就労に関する不安や悩みに、寄り添い、必要な情報提供を行うため、医療的ケア児ペアレントメンターによるオンライン相談を行っています。復職や再就職、就職活動やスキルアップ、仕事と子育ての両立などについてご相談いただけます。

医療的ケア児ペアレントメンターとは、医療的ケア児の子育てをしながら就労した経験がある保護者のことです。経験を通じて、就労に関する相談支援や必要な情報提供を行います。

《 対象 》

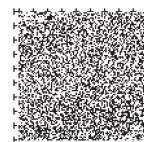
都内に在住し、医療的ケア児を育てる就労中又は就労を希望する保護者の方

《 利用方法 》

福祉局ホームページから事前に申し込みが必要です。

◆問合せ先 東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課

TEL (5388) 2292



16-9 東京障害者職業能力開発校

《 業務内容 》

障害者の能力に適合した職業訓練を行い、修了後、ハローワークと連携し就職の相談・支援を行います。

《 対象 》

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの方
児童相談所や障害者職業センター等が発行する知的障害と認定される判定書をお持ちの方
職域開発科のみ、医師から精神・発達障害の診断を受けている方も可能
ハローワークに求職登録し、障害もしくは症状が安定して職業訓練を継続して受講でき、職業的自立が見込まれる方

《 訓練科目 》

- (1) 身体障害者、精神障害者、発達障害者対象
調理・清掃サービス、オフィスワーク、ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィック DTP、ものづくり技術、建築 CAD、製パン、就業支援
- (2) 知的障害者対象
実務作業
- (3) 精神障害者、発達障害者対象
職域開発
- (4) 重度視覚障害者対象
OA 実務

《 訓練期間 》

調理・清掃サービス、オフィスワーク、職域開発は6ヶ月、就業支援は3ヶ月、それ以外は1年

《 費用 》

無料、ただし、作業服代、検定費用などは自己負担です。
なお、雇用保険又は訓練手当の対象者には、各手当が支給されます。

《 申込方法 》

募集期間内にハローワークへお申し込みください。

◆申し込み・問合せ先

・ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎 専門援助第二部門

新宿区歌舞伎町2-4 2-10

TEL (3 2 0 0) 8 6 0 9 (部門コードは4 1 #)

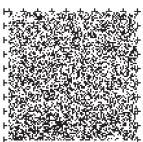
FAX (3 2 3 2) 0 0 3 1

・東京障害者職業能力開発校 (問合せのみ)

小平市小川西町2-3 4-1

TEL 0 4 2 (3 4 1) 1 4 2 7 FAX 0 4 2 (3 4 1) 1 4 5 1

※見学日は原則 月・木・金となっております。事前に電話などでお申し込みください。



16-10 公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

《 内容 》

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

【障害者雇用就業サポートデスク(飯田橋・多摩)】

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています(飯田橋のみ)。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。(職業紹介はしていません。事前予約制です)。

月～金 午前9時～午後5時

TEL (5211)5462 (飯田橋・多摩共通)

【就活セミナー】

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。

障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

【企業見学】

障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の企業見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を、見学することが出来ます。

【職場体験実習】

企業で働いた経験がない(少ない)、適性が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

【障害者委託訓練事業(障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業)】

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・ 知識・技能習得訓練コース (パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など)
- ・ 障害者向け日本版デュアルシステム (事務作業に必要なパソコン操作と現場実習など)
- ・ 実践能力取得訓練コース (事務補助、清掃など)
- ・ e-ラーニングコース (都内在住で通所困難な障害者が対象。Web制作実践講座など)
- ・ 在職者訓練コース (雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど)
- ・ 受講料・・・無料 (交通費、食事代等は訓練生負担)

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

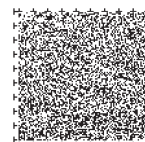
上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。

◆問合せ先 公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL (5211)2681

HP <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



16-11 あん摩・はり・きゅう師資格養成事業

《 事業内容 》

視覚障害者を対象に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の受験資格取得に必要な知識・技能をヘレン・ケラー学院で教えています。(入学試験があります。)

《 修業年限 》 次の2つの課程がありあす。

高等課程 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科 5年

専門課程 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科 3年

《 入学資格 》

高等課程：義務教育を終了した15歳以上の視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方

専門課程：高等学校を卒業した18歳以上の視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方

※都委託生の対象は高等課程のみです。

《 養成学校 》 ヘレン・ケラー学院

視覚障害者を対象にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成を行っています。厚生労働省認可の養成施設で、新宿区認可の専修学校です。

・教授科目 解剖、生理、リハビリ医学、東洋医学概論などの学科とあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの実習

・取得資格 高等課程は3年終了時にあん摩マッサージ指圧師、5年卒業時には、はり師、きゅう師の国家試験受験資格が得られます。

専門課程は、卒業時にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格が得られます。

・試験等 毎年11月から願書を受け付け、1月下旬に試験を行います。

◆授業内容等の問合せ先

ヘレン・ケラー学院 新宿区大久保3-14-20

TEL (3200) 0525 FAX (3200) 0608

◆都委託生としての申し込み・問合せ先

障害者福祉課 支援係

TEL (5273) 4583 FAX (3209) 3441

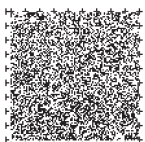
16-12 盲人ホーム

《 業務内容 》

あん摩・はり・きゅう師の資格を持っていて、自営や雇用されることが困難な方に、施設設備を利用させるとともに、必要な技術指導を行います。(都内4ヶ所)

◆問合せ先 障害者福祉課 支援係

TEL (5273) 4583 FAX (3209) 3441



16-13 IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習）

《 講座内容 》

就労に必要な情報処理技術や資格取得について、オンラインと訪問指導により効率よく在宅で学びます。

《 対象 》

身体障害者手帳1～3級で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週20～30時間程度の学習が可能な方。時間等についてはご相談ください。

《 講習期間 》 2年

《 費用 》 無料

《 申込方法 》 毎年10月上旬～12月中旬に募集

上記期日までに申し込みが難しい場合、別途お問合せください。

◆問合せ先 社会福祉法人 東京コロニー 職能開発室

中野区中野5-3-32

TEL (6914) 0859 FAX (6914) 0869

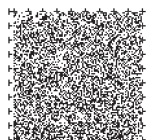
HP <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

16-14 障害者雇用の各種助成・失業給付

事業名	内 容	問 合 せ 先
障害者雇用の 各種助成	・特定求職者雇用開発助成金 公共職業安定所（ハローワーク）や民間の職業紹介事業者の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して助成金を支給する制度。 ・トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース） 障害者を原則3か月（精神障害者は6ヶ月）間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度（障害者トライアル雇用）を利用した事業主に対して助成金を支給する制度。 ・キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース） 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者へ転換した事業主に対して助成金を支給する制度。	ハローワーク新宿 歌舞伎町庁舎 5F 事業所第一部門 助成金コーナー 新宿区歌舞伎町2-42-10 TEL (3200) 8609 (部門コード32#)
失業給付	雇用保険の失業給付には、被保険者が離職し、失業状態となり、再就職をしようという意思と能力があり、積極的に就職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあるときに、失業中の生活を保障するために支給する基本手当、早期に再就職をしたときに支給する再就職手当などがありますが、障害者など、就職が困難な方には、次のような優遇措置・支給があります。 ・基本手当 所定給付日数が優遇されます。 ・常用就職支度手当 一定の要件を満たして再就職したとき支給されます。	ハローワーク新宿 西新宿庁舎 雇用保険給付課 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23F TEL (5325) 9580 (部門コード11#)

16

職業



16-15 重度障害者等就労支援事業

《 内容 》

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連動して、通勤、職場等で必要となる支援を行います。

《 対象 》

次の（１）～（３）のいずれにも該当する方

- （１）新宿区に居住地を有している方（原則、就業場所は新宿区に限定しません）
- （２）新宿区から重度訪問介護、同行援護、行動援護、いずれかの支給決定を受けている方
- （３）１週間の所定労働時間が１０時間以上である方

※自営業等の方は、自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方が対象となります。

※就労継続支援Ａ型事業所や国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等されている方、その他これに準ずる方は対象とはなりません。

《 支援内容 》

（１）民間企業で雇用されている方の場合

民間企業が、重度障害のある方等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合、障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護）と同等の支援を行います。

	助成金対象	本事業の対象
通勤支援	各年度申請から ３か月目まで	各年度申請から ４か月目以降
職場等における業務介助 例：文書作成補助、入力作業、外勤の付き添い等	○	×
職場等における業務外の福祉的支援 例：喀痰吸引、姿勢調整、安全確保のための見守り	×	○

（２）自営業等の方の場合

自営業等で働く場合、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金の対象とならないため、本事業単独で１か月目から、障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護、行動援護）と同等の支援を行います。

	助成金対象	本事業の対象
通勤支援	×	○
職場等における業務介助 例：文書作成補助、入力作業、外勤の付き添い等		
職場等における業務外の福祉的支援 例：喀痰吸引、姿勢調整、安全確保のための見守り		

◆問合せ先 障害者福祉課 支援係

TEL(5 2 7 3) 4 5 8 3 FAX(3 2 0 9) 3 4 4 1

